

福 医 企 号 外
医 保 号 外
地 医 号 外
こ ども 号 外
令和 2 年 4 月 8 日

救護施設施設長 殿
障害福祉サービス等事業所の管理者 殿
高齢者福祉施設の管理者 殿
乳児院 施設長 殿
母子生活支援施設 施設長 殿
児童養護施設 施設長 殿
自立援助ホーム施設長 殿
ファミリーホーム施設長 殿
養子縁組民間斡旋機関の長 殿

奈良県福祉医療部長
奈良県医療・介護保険局長
奈良県医療政策局長
奈良県子ども・女性局長

福祉施設・事業所等における新型コロナウイルス感染対策について

新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 4 月 7 日政府において緊急事態宣言が発令され、近隣の大阪府及び兵庫県を含む 7 都府県が対象地域とされたことから、再度感染予防対策の徹底をお願いいたします。

福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから、各福祉施設等におかれましては、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

なお、現在、緊急事態宣言の対象地域においても、介護・障害等福祉施設・サービス事業所等は休業要請の対象とはなっておりません。

つきましては、各福祉施設等におかれましては、冷静且つ適切な対応と下記事項の再徹底をお願いいたします。

また、緊急事態宣言の対象地域に居住する利用者や職員について、当該地域に居住していることのみを理由として全ての利用者、職員が「感染の疑いがある者」や「濃厚接触が疑われる者」に該当するものではないことにご留意願います。

「新型コロナウイルス感染が疑われる者」及び「濃厚接触が疑われる者」及びその具体的な対応等については、別添の「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（厚生労働省健康局結核感染症課他連名による令和2年4月7日付け事務連絡）に基づき適切な対応をお願いします。

記

【施設内で徹底いただきたい事項】

1. こまめな手洗い、咳エチケットなど、基本的な予防策を徹底してください。
2. 職員の出勤前の検温や体調管理を十分に行ってください。
3. 体調不良（せき・発熱等）の職員については、無理に勤務することがないように配慮してください。
4. 不要・不急の面会は控えていただくよう利用者とその家族の方へ周知してください。
5. 「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」を避けてください。
6. 職員の皆様は、勤務時間の内・外を問わず、不要・不急の外出を控えるようにしてください。特に、緊急事態宣言の対象地域への往来は控えてください。